

<p>公益目的財産額が内閣府令で定める額を超える法人にあっては、公益目的支出計画が適正であり、かつ、公益目的支出計画を確実に実施すると見込まれること。</p>	<p>公益認定等ガイドラインによる</p>
<p>「内閣府令で定める額」</p>	<p>「零」つまり、債務超過の法人以外は公益目的支出計画を作成する必要があるということ。</p>
<p>公益目的支出計画が適正であること</p>	<p>(1)公益目的支出計画に記載された実施事業等について、次の事業であること。 イ 公益目的事業のための支出 ロ 公益のための寄附 ハ 移行の認可を受ける前から継続して実施する公益に関する事業</p> <p>イの公益目的事業であるかどうかは、公益性の認定における公益目的事業の判断と同様に判断する。 ロについては、寄附の相手方が、公益認定法第5条第17号に掲げる者（公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、国、地方公共団体）のいずれかに該当するか確認する。 ハの事業に該当するかどうかは、旧主務官庁の監督下で公益事業と位置づけられており、「ハ」に該当するかどうかを旧主務官庁に意見聴取し、原則としてその意見を尊重する。ただし、当該意見において公益であるとされても、指導監督基準等において公益目的事業にふさわしくないとされていたものについては、実施事業と認めないこともある。</p> <p>(2)実施事業等を行うに当たり、「特別の利益（公益性の認定と同様の考え方とする。）」を与えることとなるものは、実施事業と認められない。</p> <p>(3)実施事業を行うために必要な許認可等の有無を確認するほか、実施事業に必要な「技術的能力（公益性の認定と同様の考え方とする。）」を有しないものは、実施事業と認められない。</p> <p>(4)公益目的支出計画における公益目的財産額の算定などの計算が整備法・規則にのっとり行われていること。</p> <p>(資産の評価) 土地 固定資産評価額、不動産鑑定士の鑑定額等による。 長期継続使用するものは、それを前提とした評価額とできる。 建物等減価償却資産 時価評価としない。 有価証券 市場性があるものは時価評価 市場性がなくても可能ならば時価評価 時価評価が困難な場合は取得価額または帳簿価額 美術品その他 以下の場合を除いて、時価評価 ア 移行後も継続して実施事業に使用するもの イ 帳簿価額と時価との差が著しくないと法人が判断するもの ウ 時価評価が困難な場合</p> <p>(引当金等について) 負債として計上されている引当金は公益目的財産額の算定から控除する。また、負債に計上されていない準備金等であって、法令等により将来の支出に備えて設定が要請されているものについても、公益目的財産額の算定から控除することができる。</p> <p>(公益目的支出の額について) 事業費に含むことができるものの取扱いについては、公益認定法と同様の考え方とする。</p> <p>(実施事業収入の額について) 次のものは、「実施事業に係る収益」とする。 ア 実施事業の対価（入場料、手数料等） イ 用途が実施事業に特定されているもの（補助金、委託料） ウ 法人において実施事業収益と定めたもの</p> <p>なお、用途が実施事業に特定されている積立金（基金）の運用益について、実施事業の財源を実施事業に係る収益とした場合には公益目的支出計画が終了しないと予想される場合には、実施事業に係る収益としないことができる。</p>
<p>公益目的支出計画を確実に実施すると見込まれること。</p>	<p>実施事業等以外の事業および管理運営を含む法人活動全般について、その財務的影響により実施事業等のための資金が不足するなど公益目的支出計画の安定的な実施が妨げられることがないと見込まれること。</p> <p>申請時には、次のものから判断する。 ア 直近1年間の事業計画書 イ 実施期間における法人全体の収支の見込みを記載した書類（多額の借入等法人の財務に大きな影響を与える活動の計画も記載する。） ウ 実施事業以外の法人の主要な事業の内容を記載したもの</p> <p>移行後は、これらの見込みが変更される場合は事前に行政庁に届け出る。また、それにより公益目的支出計画が当初の実施期間内に完了しないこととなる場合は、計画の変更認可が必要である。</p>

